制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の指名競争入札とは異なります。また、参加を希望しない場合においては、辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順		場所
1	「公告文」を確認	この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。
2	「仕様書」を確認	今回は「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。
3	「共通の注意事項」を確認	NEW! 9 制限付一般競争入札について ・共通の注意事項NEW! ・応募案 工 事NEW! クリックしてください 務NEW! 業 務 委 託NEW! 物 品 NEW! ※ 制限付一般競争入札に参加する方は、必ずお読みください。（※工事の技術者変更の取扱いを追加しました。【平成22年4月1日】） ※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。

4	「応募案内」を確認	NEW! 9 制限付一般競争入札について ・共通の注意事項NEW! ・応募案内　工　　　事NEW! コンサルタント業務NEW! 業　務　委　託NEW! 物　　　　品 NEW! ※　制限付一般競争入札に参加する　クリックしてください みください。（※工事の技術者変更 加しました。【平成22年4月1日】） ※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。
5	「Ｑ＆Ａ（物品）」を確認	その他 NEW!制限付一般競争入札におけるQ&A　⇒入札に参加される方は、必ずご一読ください。（※国税の取扱・技術者変更の取扱（工事のみ）を追加しました。【平成22年4月1日】） ・「工事Q&A（電子方式）」 ・「工事Q&A（郵便方式）」 ・「コンサルタント業務Q&A（電子方式）」 ・「コンサルタント業務Q&A（郵便方式）」 ・「業務委託Q&A（郵便方式）」 ・「物品Q&A（郵便方式）」 クリックしてください ※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。

6	郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認	10 設計図書等に関する質問回答 入札書等を提出する前に必ずご確認ください。 ①工　事　②コンサルタント業務 ③業務委託　④物　品 クリックしてください ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。
7	提出書類をダウンロードし、記入・押印	NEW! 7 提出書類等様式 提出書類のダウンロードができます。 ①工　事　②コンサルタント業務 ③ 業務委託　④ 物　品 クリックしてください ※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。）
8	提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送	※　締切日必着ですのでご注意ください。 ※　入札書を任意の封筒に入れ、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。（公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。）
9	「参加確認書」を契約課にFAX	※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。

１０	結果を確認	 ※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 契 第 ５ １ ６ 号
平成２２年４月２８日

明石市長　　北 口 寛 人
（公印省略　財務部契約課）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

１　対象物品
（１）物品番号　２２Ｂ１００１
（２）物品名称　大蔵海岸駐車場料金清算システム機器及びカメラ監視システム
（３）納入場所　大蔵海岸駐車場
（４）物品概要　駐車場料金清算システム機器一式
（５）納期限　平成２２年６月３０日

２　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)
（１）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が**機械器具**で登録されており、かつ、業種区分が**機械器具その他**で登録されていること。
（２）平成１７年４月１日から平成２２年３月３１日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る同種の「駐車場料金精算システム機器」を元請として納入完了実績を有すること。
（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
　ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（６）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（７）契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（８）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

３　入札参加申込み
（１）申込書等の送付期間
平成２２年５月１４日(金)から平成２２年５月２４日(月)まで　(契約課必着)
（２）入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(指定様式)を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて郵送すること。（様式は変更になる場合がありますので、提出書類等一覧より最新のものをご利用ください。）

ア　制限付一般競争入札参加申請書
イ　入札書（任意の封筒に封入）
ウ　納入実績調書

（３）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をＦＡＸ（０７８－９１８－５１５３）により提出すること。

４　仕様書についての質問及び回答
（１）仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内に財務部契約課へ質問書(指定様式)をＦＡＸ(０７８－９１８－５１５３)により提出すること。
平成２２年４月２８日(水)から平成２２年５月１２日(水)午後１時まで
（２）質問に対する回答
平成２２年５月１４日(金)午後１時からホームページにおいて公表する

5　開札日時及び場所

（1）　日　時　　平成２２年5月２５日(火)　午後３時１０分（予定）

※開札状況により前後します。

（2）　場　所　　804会議室（本庁舎8階）

6　入札保証金

免除

7　契約保証金

要(契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

8　予定価格(税抜)

３４，７６１，９０４円

9　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページにおいて閲覧することができる。

１０　入札に関する条件

（1）　入札書が所定の日時までに到着していること。

（2）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。

（3）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

（4）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。

（5）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１１　無効とする入札

入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

１２　その他

この物品に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品）」を確認したうえで申し込むこと。

制限付一般競争入札の事務の流れ

○制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

物品仕様書

<table>
<tr><td>品　名</td><td colspan="3">大蔵海岸駐車場料金精算システム機器
及びカメラ監視システム機器</td><td>数　量</td><td>１式</td></tr>
<tr><td>発注課</td><td>放置自転車対策課</td><td>担当者</td><td>古石</td><td>連絡先</td><td>078-918-5036
（内線 2672）</td></tr>
<tr><td>納品場所</td><td colspan="2">大蔵海岸駐車場</td><td>納　期</td><td colspan="2">平成２２年６月３０日</td></tr>
<tr><td>規　　　格</td><td colspan="5">別紙特記仕様書のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">メーカー等の指定がある場合記入すること</td><td></td><td>メーカー</td><td>品名・型番</td><td>色</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>①</td><td>三菱プレシジョン㈱</td><td rowspan="5" colspan="3">別紙特記仕様書参照</td></tr>
<tr><td>②</td><td>日本信号㈱</td></tr>
<tr><td>③</td><td>アマノ㈱</td></tr>
<tr><td>④</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">①～③から選択して見積書を提出してください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>引取物品の有無</td><td>☑　あり　　内容（　別紙参照　　）　数量（　　　　　）

□なし</td></tr>
<tr><td>その他特記事項</td><td>・現場確認が必要な場合は、必ず入札日前日までに電話連絡の上
　訪問日時を担当者と決めてから行うこと。</td></tr>
</table>

大蔵海岸駐車場料金精算システム機器及び
カメラ監視システム機器特記仕様書

本仕様書は、明石市（以下「甲」という。）が請負者（以下「乙」という。）に「大蔵海岸駐車場料金精算システム機器及びカメラ監視システム機器」の納入を実施させるにあたり、必要な事項を定めたものである。

1　目　的

明石市大蔵海岸駐車場料金精算システム機器及びカメラ監視システム機器の老朽化に伴い、別紙１指定の機器一式の更新を行う。

2　納入場所

所 在 地　明石市大蔵海岸通１丁目４番(東駐車場)及び大蔵海岸通２丁目５番(西駐車場)

名　　称　大蔵海岸駐車場（電話番号：大蔵海岸管理事務所 078-914-7255）

3　内　容（料金精算システム機器関連）

⑴　別紙１：機器構成一覧に記載の同等品以上のもので更新を行うこと。機器構成においては、（三菱プレシジョン株式会社、日本信号株式会社、アマノ株式会社）のうち１社を選択し、選択した会社の機器で統一して更新すること。これらの機器を的確に設置、結線、調整し、車両が安全かつ確実に入出庫でき最適な運用をはかれることを目的とする。

⑵　下記既設機器の撤去・処分をおこなうこと。処分に際しては、法令等を遵守し、別途甲の承認を得た方法で行うこと。

ア	駐車券発行機	２台	（東・西駐車場　各１台）
イ	出口料金精算機	４台	（　〃　各２台）
ウ	ゲート装置（バー含む）	６台	（　〃　各３台）
エ	満空表示灯（入口）	２台	（　〃　各１台）
オ	ブロック別満空表示灯	２台	（　〃　各１台）
カ	出庫注意灯	２台	（　〃　各１台）
キ	ボラード	６式	（　〃　各３台）
ク	有人料金計算機	２台	（東・西駐車場管理室内　各１台）
ケ	管理計算機（パソコン）	１台	（西駐車場管理室内）
コ	駐車管制盤（ＭＰＵ）・制御盤一式		
サ	その他既設機器一式		

⑶　納入機器については、下記仕様と同等以上の性能を有すること。

ア　使用貨幣

硬貨：１０円硬貨・５０円硬貨・１００円硬貨・新旧５００円硬貨

紙幣：千円札

イ　釣銭の対応

硬貨：１０円硬貨・５０円硬貨・１００円硬貨・５００円硬貨を還流式にて払出すこと。

ウ　料金表示

㈠ 待機時　・・・　日付時刻表示

㈡ 精算時　・・・　料金・投入金額

エ　防犯性

容易に盗難等の被害に合わぬよう、出口料金精算機の機器全体を金属の堅牢なプロテクターで覆うこと。

オ　集計印字

下記に記載する集計数値、その他別途指定する計数可能な元数値を、パソコンにデータ出力できること。

・料金収入額（項目別）
・時間帯別入出庫台数
・駐車時間数別入出庫台数
・曜日別利用台数

カ　釣銭補充計数

自動

キ　領収書印字

サーマルプリンタ（スタンプ不要）

ク　駐車券発行機・券容量

４，０００枚以上収納可能なこと

⑷　料金設定

現在の料金設定（発注課に問い合わせること）が可能であり、また、その他金額、時間に対応した設定もできること。（別途　発注者側の指示に従うこと）

⑸　駐車券発行機

満車時の動作として、満車案内放送及び満車表示が行えること。

⑹　満空表示

３色ＬＥＤ表示及び満車・空車・休止表示ができるものであること。

⑺　ゲート装置

ゲート開時の下側高さを２．９ｍ以上確保できること。

⑻　駐車券発行機及び出口料金精算機に、現有機と同様の各種サイン、メッセージ板を設置すること。

⑼　車両感知器、ループコイルについては原則として全て改修するものとする。ただし、別途甲の承認を受けたものについては既設利用可能とする。

⑽　各機器の配線結合のための既設配管、配線についても原則として全て改修すること。ただし、別途甲の承認を受けたものについては既設利用可能とする。

⑾　出口料金精算機については、駐車券発行機の故障時対応として、緊急時の駐車券発行機能を付加すること。

⑿　発注者の指定する日程において１週間の期間、導入機器の操作指導及び初期トラブル対応のための係員を大蔵海岸駐車場内に１名以上配置すること。（午前８時から午後８時の間）

⒀　管理事務所との間に現在と同等以上のインターフォンを設置すること。

⒁　サージプロテクター等、落雷（過電流）に対する対策を講じること。

⒂　ゲートバー開閉及び満空表示切り替えについては、リモート機能を有すること。

4　内　容（カメラ監視システム機器関連）

⑴　別紙１に記載の機器一式の更新を行う。

⑵　下記既設機器の撤去・処分をおこなうこと。処分に際しては、法令等を遵守し、別途甲の承認を得た方法で行うこと。

ア　カメラ　　　　　　　　　　　１２台　　（東駐車場５台・西駐車場７台）
イ　その他既設機器一式

⑶　納入機器については、下記仕様と同等以上の性能を有すること。

ア　カメラはデイナイト機能を有すること。また、入口出口についてはナンバープレート及び運転手の顔が認識できる性能も有すること。

イ　モニターは、１６分割表示もしくは４分割画面のシーケンシャル表示ができること。

ウ　カメラドライブユニット、デジタルレコーダーについては、今後の増設に対応できるよう今回のカメラ設置台数より局数の多い機器とすること。

⑷　サージプロテクター等、落雷（過電流）に対する対策を講じること。

⑸　各機器の配線結合のための既設配管、配線についても原則として全て改修すること。ただし、別途甲の承認を受けたものについては既設利用可能とする。

⑹　カメラ取付金具については、改修すること。

5　注意事項

⑴　作業前には作業計画書を提出し、必ず承認図でもって甲の承認を得てから作業のこと。また、機器・材料選定時にも仕様書に適合する承認図にて承認を得ること。

⑵　本業務中に建造物及び機器を損傷等させないよう事前調査、準備のうえ作業すること。また、損傷等をおこした場合は乙の責任で現況復旧すること。

⑶　本作業については関係者と十分協議のうえ、駐車場運営上支障のないよう十分配慮して実施すること。

⑷　駐車券発行機・出口料金精算機の稼動を可能な限り止めることなく、機器更新を行うこと。

5　報告書の提出

以下をハードバインダーに目次、インデックスを付けて整理し、提出すること。

⑴　実施内容の概要

⑵　連絡体制表

⑶　機器・材料等仕様書

⑷　完成図面

⑸　試験データ

⑹　取扱説明書

⑺　産業廃棄物管理表

⑻　作業写真
ア　作業名称、作業内容、請負者名等の入った看板を入れて撮影すること。
イ　基本的に作業前・中・後を撮影すること。
ウ　新規取付品を撮影すること。
エ　デジタルカメラにて撮影のうえ、データを電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ）及び写真プリントでアルバムに整理して提出すること。

⑼　その他必要書類

6　納入期限
平成２２年６月３０日まで
※ 作業実施日は、駐車場業務に支障のない範囲で甲乙協議のうえ決定すること。

7　支払い
本契約に関する費用の支払いは、完了後払いとする。

8　その他
⑴　本仕様書に基づいた業務を実施するにあたり、現場責任者と本市係員との事前協議を行い、内容について甲乙確認すること。

⑵　作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬を含みすべて乙の負担とすること。

⑶　納入後の料金精算システムの保守について、１年間は無償保証（天災等除く）とするものとし、２年目から５年目については、保守定期点検、緊急点検及び部品交換（10,000 円以下の場合無償）及び交通費を含む保守業務を無償で行い、６年目以降については保守定期点検、緊急点検及び部品交換（10,000 円以下の場合無償）及び交通費を含む保守業務委託契約の締結ができること。

⑷　納入時に消耗品（駐車券 100,000 枚、回数券 100 円券 30,000 枚、業務券 10,000 枚、業務定期券 5,000 枚）も合わせて納品すること。

別 紙 1

機 器 構 成 一 覧

機 器 名	数 量	三菱プレシジョン㈱	日本信号㈱	アマノ㈱	備 考
･料金精算システム関係					
駐車券発行機	２台	TD-685	TIM201J	GT-2800	ステンレス仕様またはそれと同等以上の耐塩仕様を有すること
自動料金精算機	４台	AP-685	ACT216J	NT-7700	プロテクター含む ステンレス仕様またはそれと同等以上の耐塩仕様を有すること
カーゲート	６台	GT-651	CG500	NT-1500	ステンレス仕様またはそれと同等以上の耐塩仕様を有すること
アームロック バーキャチャー	６台	CT-600	AL50	NT-1900	ステンレス仕様またはそれと同等以上の耐塩仕様を有すること
料金計算機	１台	—	—	—	各種券類が作成できるもの
その他関連機器	一式	—	—	—	
ループ工事費	一式	—	—	—	原則改修･更新とするが、市の承認後、既設流用可
配線工事費	一式	—	—	—	原則改修･更新とするが、市の承認後、既設流用可
機器据付・ 結線工事費	一式	—	—	—	
ボラード撤去工事費	一式	—	—	—	
機器調整	一式	—	—	—	
現地係員配置	一式	—	—	—	
･カメラ監視システム関係					
デイナイトカメラ	16 台	—	—	—	新規追加分 4 台については、基礎工事等含む
カメラポール取付金具	16 台	—	—	—	
カメラドライブユニット		—	—	—	増設に対応可能な、局数の多い物とする。
デジタルレコーダー		—	—	—	増設に対応可能な、局数の多い物とする。
モニター(20 型)		—	—	—	16 分割表示もしくは 4 分割画面のシーケンシャル表示ができる以上のもの
取付工事費	一式	—	—	—	
機器調整	一式	—	—	—	